



千葉労働局発表
令和2年11月4日

1の照会先

千葉労働局労働基準部賃金室

室長 村山 美河子

室長補佐 北川 能章

(電話) 043-221-2328

2及び3の照会先

千葉労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

工藤 仁美

室長補佐 進藤 誠

(電話) 043-306-1860

報道関係者 各位

千葉県下の2件の特定最低賃金を改正します

－効力発生日は令和2年12月25日－

千葉労働局長（局長：友藤 智朗）は、千葉県下に設定されている7件の特定最低賃金のうち2件について、次のとおり改正します。

1 改正内容（金額は時間額）

	件名（業種）	改正額	発効日	改正前	引上額
特定最低賃金	鉄鋼業	995円	令和2年12月25日	993円	2円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	954円	令和2年12月25日	951円	3円

2 改正の経過

本年8月3日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長：大澤克之助）に、7件の特定最低賃金について、改正の必要性の諮問をしました。その結果、上記2件の改正を行うこととされ、それぞれに専門部会の設置、審議が行われ、9月25日と9月28日に上表の内容の答申がありました。官報公示等を経て、答申どおり、令和2年12月25日から発効します。

3 中小企業・小規模事業者支援（助成金）

千葉労働局では、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援として、業務改善助成金の活用を推進しています。

☆業務改善助成金

事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を30円以上引き上げ、設備投資などを行った事業主に対して、最大450万円の助成金が支給されます。(リーフレット参照)

【お問い合わせ先】千葉労働局雇用環境・均等室

(電話043-306-1860)

4 千葉働き方改革推進支援センターによる支援

千葉労働局では、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「千葉働き方改革推進支援センター」(電話0120-17-4864・リーフレット参照)を設置しています。同センターでは、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援として、生産性向上に向けた取組や、上記助成金の申請の相談などに応じています。

(参考)

ア 最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があり、特定最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。産業別の労働者又は使用者の代表者が、基幹的労働者を対象に地域別最低賃金より金額が高い最低賃金が必要と申し出たものについて、千葉労働局長が千葉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定しています(最低賃金法第15条第1項・2項)。

イ 別表の千葉県の最低賃金一覧表のとおり、千葉県下には7件の特定最低賃金があり、○調味料製造業最低賃金、○はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、○計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金、○各種商品小売業最低賃金、○自動車(新車)小売業最低賃金の5件については、令和2年度は改正されていません。

ウ 地域別最低賃金である千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金は、令和2年10月1日に時間額925円に改正されました。

エ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

オ 次に掲げる者(基幹的労働者以外の者)は、「千葉県最低賃金」が適用され、特定最低賃金は適用されません。

☆18歳未満又は65歳以上の者、☆雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、☆清掃又は片付けの業務に主として従事する者、☆その他、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、別表の千葉県の最低賃金一覧表の「最低賃金の適用について」の欄をご参照下さい。



千葉県の最低賃金一覧表

千葉労働局

使用者も 労働者も 必ず確認 最低賃金！

最低賃金件名	時間額	発年 効月 日	最低賃金の適用について
千葉県最低賃金	925円	令和 2.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	鉄 鋼 業	995円	令和 2.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	954円	令和 2.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	調味料製造業	令和2年10月1日から 925円 ※ 左欄の5業種の最低賃金は、令和2年度は改正がありませんでした。		
	はん用機械器具、産用機械器具製造業			
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業			
各種商品小売業				
自動車(新車)小売業				

◎ 支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。



最低賃金のお問い合わせは、千葉労働局賃金室(043-221-2328)または最寄りの労働基準監督署へ

千葉労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>

“業務改善助成金”を活用して企業内最低賃金をアップしてみませんか!?

厚生労働省 業務改善助成金



千葉県の最低賃金の推移(地域別最賃、特定最賃の状況:令和2年12月25日現在)

(単位円)

年度	地域別	特定最低賃金						
	千葉県最低賃金	調味料製造業	鉄鋼業	一般機械器具製造業(略称)	電気機械器具製造業(略称)	精密機械器具製造業(略称)	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
平成元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	* 868	900
30年	895	* 895	965	922	928	* 895	* 895	922
令和元年	923	* 923	993	* 923	951	* 923	* 923	* 923
2年	925	* 925	995	* 925	954	* 925	* 925	* 925

平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。特定最賃の*は千葉県最低賃金が適用。

令和2年12月25日発効